

船員保険の平成 20 年度決算の概要

- 船員保険の平成 20 年度決算は、40 億円の黒字。
- 黒字決算は、平成 15 年度から 6 年連続。

- 1 全体としては、
 - ① 収入面では、平均標準報酬月額が昨年度に引き続き増加をしたものの、被保険者数は昭和 47 年度以降実質 37 年連続で減少し、保険料収入が対前年度比で 3 億円の減少したこと等により、収入全体が 5 億円の減少。
 - ② 支出面では、旧法職務上年金において受給者数の減少により 4 億円減少したものの、疾病保険給付費及び保険者納付金において 4 億円の増加等により、支出全体が 1 億円の増加となった。
- 2 その結果、収入 674 億円に対し、支出 634 億円となり、対前年度比で 6 億円の減少となる 40 億円の黒字。
- 3 部門別では、
 - ① 疾病部門において、対前年度比で 7 億円の減少となる 21 億円の黒字
 - ② 年金部門において、対前年度比で 5 億円の改善となる 6 億円の赤字
 - ③ 失業部門において、対前年度比で 1 億円の減少となる 20 億円の黒字等となったところ。
- 4 なお、平成 20 年度末の積立金残高は、1,333 億円。これは、対前年度比で 40 億円の増加。

船員保険の平成20年度決算（全体）

（単位：億円）

区 分		平成19年度決算 (A)	平成20年度決算 (B)	差引 (B - A)	伸率
収 入	保 険 料 収 入	615	612	▲ 3	▲ 0.5 %
	一般会計からの受入れ	39	39	1	1.4 %
	運 用 収 入	13	13	▲ 0	▲ 0.2 %
	そ の 他	10	10	0	4.7 %
	年 金 特 別 会 計 業務勘定からの受入れ	3	—	▲ 3	▲ 100.0 %
	計	679	674	▲ 5	▲ 0.8 %
支 出	疾 病 保 険 給 付 費 及び保険者納付金	371	376	4	1.1 %
	病 床 転 換 支 援 金	—	0	0	—
	年 金 保 険 給 付 費	44	44	0	0.1 %
	職 務 上 年 金 給 付 費 年金特別会計へ繰入れ	121	117	▲ 4	▲ 3.1 %
	失 業 保 険 給 付 費	17	17	▲ 0	▲ 0.4 %
	介 護 納 付 金	33	30	▲ 3	▲ 8.2 %
	業 務 取 扱 費	13	14	1	8.7 %
	福 祉 事 業 費	33	35	2	6.1 %
	諸 支 出 金	1	1	▲ 0	▲ 14.3 %
	そ の 他	1	0	▲ 0	▲ 28.6 %
	計	633	634	1	0.1 %
単年度収支差		46	40	▲ 6	—
積立金残高		1,293	1,333	40	—

（注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

船員保険制度の見直しについて

[参 考]

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)において、船員保険事業のうち、失業部門及び職務上疾病・年金部門をそれぞれ雇用保険制度及び労災保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正が行われた。

〔現 行〕

船員保険制度

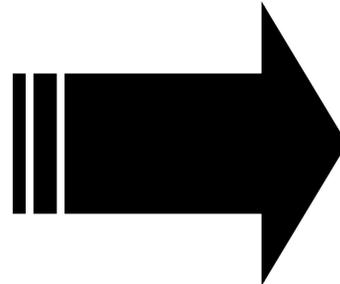
職務外疾病部門
(医療保険)

職務上疾病・年金部門
(労災保険相当部分+独自給付)

失業部門
(雇用保険相当部分)

※ 国(社会保険庁)が実施

○船員保険として、職務外疾病部門及び独自給付を一体的に実施



○船員保険特別会計を廃止し、労働保険特別会計及び年金特別会計に統合

〔見 直 し 後〕

船員保険制度

職務外疾病部門

※ 全国健康保険協会が実施

労災保険制度

職務上疾病・年金部門
労災保険相当部分を船員保険制度から切り離し、労災保険制度に統合

※ 国(厚生労働省)が実施

独自給付

雇用保険制度

失業部門

雇用保険相当部分を船員保険制度から切り離し、雇用保険制度に統合

※ 国(厚生労働省)が実施

施行日:平成22年1月1日